

「ロープ高所作業」特別教育のご案内

* ロープ高所作業とは……高さが2m以上の箇所であって作業床を設ける事が困難な所において、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業。
注)40度未満の斜面における作業は除く。

平成28年7月1日から「ロープ高所作業」特別教育が義務付けられました。
(労働安全衛生規則 第36条40号)

◎11月度の講習日程

①11月19日(土)8:30~17:30

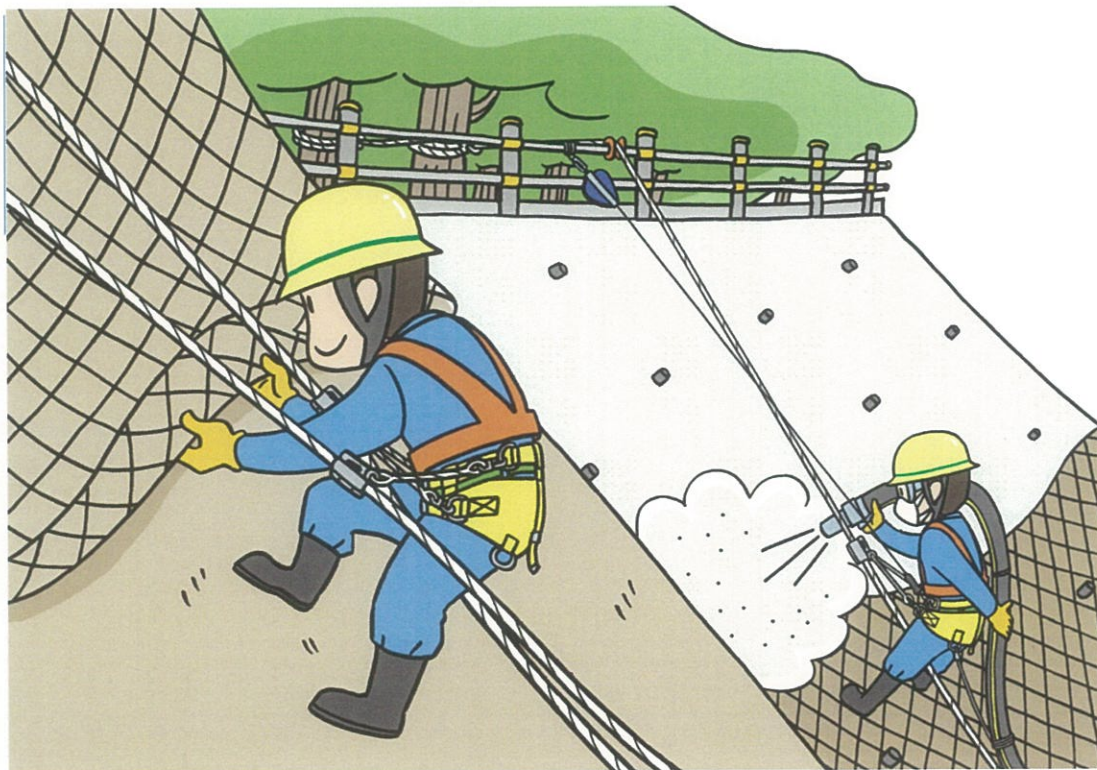
②11月29日(火)8:30~17:30

◎受講場所

①&②とも学科4時間、実技3時間は当センター内(実技は法面作業で行います。)

◎受講料

¥11,800 (テキスト&消費税込)



Step to Professional
プロのライセンスを、あなたも。

安全は企業の宝、資格は一生の財産。ライセンスで「差」をつけよう!!



●技能講習・安全教育のご用命は当社まで
労働局長登録教習機関

キャタピラー教習所株式会社 | 静岡教習センター ☎054-641-7010